

広 報 誌

西尾法人会

No.153

NISHIO CORPORATION ASSOCIATION



西尾六万石くるりんバスの旅(3) いっちゃんバス「佐久島行船のりば」

目次

NISHIO Corporation Association

●年頭のごあいさつ.....	02
公益社団法人西尾法人会会長 山崎秀夫 名古屋国税局 課税第二部長 鈴木友康 西尾税務署長 北川和彦	
●法人会 Flash News	05
税を考える週間特別講演会 「税に関する作品」中学生の作文部門で全法連会長賞を受賞！ 第9回税に関する絵はがきコンクール入賞作品 納税表彰贈呈 税制改正提言提出	
●支部の活動	10
南・北支部 名銀ひまわり会 講演会	
●税務署だより.....	11
●税理士会 NEWS	13
●令和2年度確定申告会場について	14

西尾六万石くるりんバスの旅 vol.3

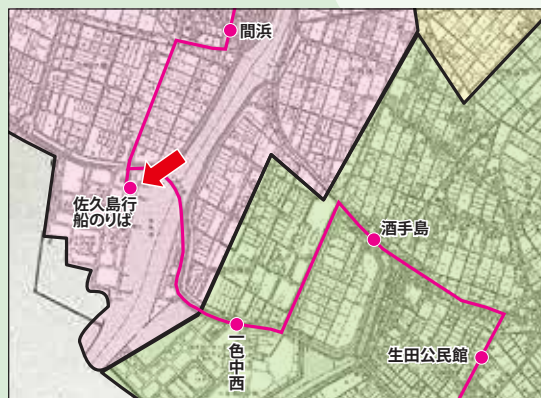


「一色港から望む朝日」 (表紙写真)

<行き方>

- くるりんバス全路線「西尾駅」から名鉄東部交通バスに乗り換え、一色線「さかな広場(佐久島行船のりば)」下車すぐ
- 一色町内各所からいっちゃんバス「佐久島行船のりば」下車すぐ
一色の海では、冬の季節は「海苔粗朶」とよばれる、養殖する海苔を付着させるために海中に立てられた木の枝を至る所に見ることができる。

冬の張り詰めた厳しい空気の中、神々しいまでの朝日に照らされた海面と、海苔粗朶がそびえたつ様子、そして遠くを見れば佐久島が見える。その光景は一色の「原風景」として今も健在だ。



年頭のごあいさつ

公益社団法人 西尾法人会 会長

山崎 秀夫



新年のごあいさつ

令和3年の新年を迎え謹んでお慶びを申し上げます。

西尾法人会は、昭和23年に西尾法人事務研究会を有志10数名で設立し、西尾地域の成長とともに「税のオピニオンリーダーとして企業の発展と地域振興に寄与する経営者の団体」として公益社団法人となり、現在では会員約1,500社・組織率50%を超える団体となりました。

これも地域の皆様のお力添えと感謝しております。今後とも精一杯、公益活動に邁進したいと思います。ご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスで始まり、その猛威はいまだ止まらず行動自粛を余儀なくされ、終息時期は予測できない状況にあります。ご存じのとおり、経済活動は停滞し、医療現場や教育関連など社会生活全般にわたり苦難が続いています。

また、五輪開催は不透明、リニア新幹線は遠のくなど残念な様相を呈しています。

ところで今年は丑年、CO₂削減などに向けたサステナブルな取り組みの中、西尾法人会は牛の歩みのように将来に繋がる力強く着実な歩を進めて行きたいと思います。

皆様方には、地域振興のためにも新型コロナウイルスに負けず、御健勝で益々のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長

鈴木 友康



令和三年の年頭に当たり、公益社団法人西尾法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛要請や緊急事態宣言の発出等が行われ、様々な局面で異例の対応を強いられる年となりました。

一方、東海地方出身の藤井聡太棋士の史上最年少での2冠獲得と八段昇段といった次世代を担う若者が活躍するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で、新しく迎える年が、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化などにより大きく変化しております。このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課された使命を果たすためには、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする税務行政のスマート化を目指す必要があります。その実現に向けて、申告・納付のデジタル化の推進等に取り組んでいるところではありますが、これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の普及・定着が必要であり、

法人会の皆様の御協力が不可欠であると考えております。

また、昨年は、多くの企業の方にとって、軽減税率制度実施後の初めての確定申告となりましたが、概ね円滑に行っていただくことができたと考えており、法人会の皆様が、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後は更に、軽減税率制度の定着・インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人西尾法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

我が家のお正月

謹賀新年

令和3年の年頭に当たり、西尾法人会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、日頃から会活動を通じまして税務行政に深い御理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



西尾税務署長
北川 和彦

令和3年元旦

【我が家のお正月】

元日の朝、雑煮を食べ、届いた年賀状を確認したら、そのまま妻の実家(静岡市)へ、自宅に戻るところには、同居の長女夫婦と孫(二人)は、婿の実家に出発しており、帰ってくるのは3日。

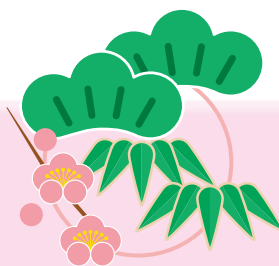
妻と母と三人で寂しく過ごすのが、北川家の正月です。

【今年の抱負】

一日一生

【皆様へのお願い】

まもなく、令和3年分の所得税及び個人事業者の消費税の確定申告が始まります。本年の確定申告は、社会的距離の確保など新型コロナウイルスの感染防止に配慮した申告会場の運営に努めるとともに、ICTを利用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでまいりますので、各税の申告及び期限内納付に関しまして、自宅等からのe-Taxの御利用など、御協力を賜りますようお願い申し上げます。





Flash News

法人会フラッシュニュース

税を考える週間特別講演会 「税務訴訟をめぐる」

11月16日、西尾法人会主催による「税を考える週間特別講演会」が西尾コンベンションホールで開かれ、西尾税務署の北川和彦署長が「税務訴訟をめぐる」と題して講演した。

当日は、新型コロナウイルス感染症対策として出席者のマスク着用の徹底、座席の間隔を空けて着席する、会場の換気を常に行うなど、感染拡大防止対策を徹底して行われた。

北川署長が以前配属された「資料調査課」について解説があり、資料調査課は高額で悪質な事案の調査を担当する課であり、査察部との違いは、査察は強制調査であることに対し、資料調査課は任意調査をする部署であると紹介。「マルサ」に対して「料調」「コメ」といった隠語で呼ばれることもあるという。当時は残業も多く、多忙な部署であったことを振り返った。特に納税意識の低い業界を中心に調査した体験を紹介し、「誰が経営者か、どれだけ儲かっていてどこに現金があるか」を調査した経験談を語り、様々な現金の隠し場所に聴講者も思わず「そんなところに？」とうなってしまうほどだった。

また、国税不服審判所での勤務経験から有名な税務訴訟事例がいくつか紹介された。「国内居住者か非居住者かが争点」となった貸金企業の事例をきっかけに法律が改正されたことや、有名人女性セレブが税理士などに相談をせずに自己判断で不動産を売却したことが税務訴訟に発展してしまったことなどを紹介し、「税に関わる自己判断はとても危険。争いにならないためにも税務署や税理士に是非相談してほしい」と呼びかけた。

訴訟事例としては競馬の馬券が一時所得か雑所得か、という争いが大阪と北海道であり、現在高松市の案件が訴訟継続中とのこと。税務訴訟で国が負ける確率は10%ほどだとい、税務署の判断が覆されることは少ない印象を受けるが、訴訟に至る前で税務当局と納税者との間に立つ不服審判所という機関があるおかげで納税者にとっても、公平で正しい判断がなされているという様子がよくわかる講演会となった。

消費税の期限内納付を 忘れずに。



期限内納付が
難しい場合は、
所轄の税務署
(徴収担当)へ
ご相談ください。(※4)

● 消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※6)

● 申告・納付には
e-Tax^が
利用できます。

● 個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

「税に関する作品」中学生の作文部門で 全法連会長賞を受賞！

西尾税務署管内の児童、生徒から募集した「税に関する作品」の入賞者が発表され、中学生の税についての作文で、幡豆中3年の山本里瀬さんの作品が全国表彰の公益財団法人全国法人会総連合会長賞を受賞しました。

幡豆中で行われた表彰伝達では、村田義之校長が同席する中、西尾法人会の田中英彦専務理事が山本さんに表彰状・副賞を手渡しました。

【税に関する作品の入賞者】

＜中学生の税についての作文＞

全国法人会総連合会長賞

山本里瀬（幡豆中）

西尾法人会長賞

三川結葉（鶴城中）

＜小学生の税についての習字＞

西尾法人会長賞 青山杏（福地南部小）



▲写真左から田中専務理事、山本さん、村田校長

おばあちゃんの笑顔のために

全国法人会総連合会長賞 幡豆中3年 山本 里瀬

「いってらっしゃい、おばあちゃん。」

「じゃあ、いってくるね。」

私の祖母は、2年前からデイサービスの施設に通っています。祖母は糖尿病を患い、左手と下半身の麻痺で介護が必要になったからです。それまでの祖母はとても元気で、祖母に会いに行くとよく昼食やおやつを作ってくれました。しかし、身体が不自由になってからは常に家族の助けが必要となりました。そこで、家族の負担を減らすため祖父がデイサービスを利用することに決めました。

祖父から聞いた話では、祖母は週に三日、朝から夕方までデイサービスの施設で過ごしているそうです。送迎や入浴、食事やお楽しみ会などのイベントもさせてもらっていると聞きました。すごく良いサービスだと思うと同時に、どれだけのお金を払わなければならないのだろうか。祖父の経済的な負担は大丈夫なのだろうか。と、疑問がわいてきました。気になったので、祖父に聞いてみました。すると祖父は、「利用料金の負担は、たった一割で残りの九割は、税金でまかなわれているんだよ。税金のおかげでおばあちゃんの介護はすごく助けられているんだよ。」と私に教えてくれました。

さらに、介護用のベッドや車イス、段差を越えるためのスロープまでも税金でまかなわれているんだと話してくれました。祖父の話聞いて、税金がすごく身近なことに使われていて、驚きました。そして税金は、祖母や私たち家族の幸せを守ってくれているんだと実感しました。

日本は、現在世界一の長寿国です。少子化と高齢化が同時に進んでおり、これからはさらに総人口に占める高齢者の割合が増加していくと考えられています。だから国民の皆が元気に安心して暮らしていくためには、社会保障の充実が必要不可欠なのです。

社会保障の充実には、たくさんのお金がかかります。そのお金のほとんどは、私たちが日々納めている税金によって負担されています。だから消費税の増税は、皆がずっと安心して幸せに暮らしていくためには仕方のないことではないだろうか。増税はいやだなと感じることもあるかもしれませんが。しかし「塵も積もれば山となる」ということわざがあるように、たった数十円のお金でも日本にいるたくさんの人が協力すれば、困っている人や苦しんでいる人を救うことができます。そう考えると税金を納めていることは、誰かの幸せを願う優しい行動であると私は思います。

あと数年経ったら私は社会人になります。そして、今よりも多くの種類の税金を納めていかなければなりません。その時、税金が本当に私たち国民のために使われているのかについてしっかりと関心を持っていきたいです。税金の大切さについて、もっと多くの人が理解し、笑顔と優しさが広がっていくことを願って。



第9回 税に関する絵はがきコンクール 入賞作品

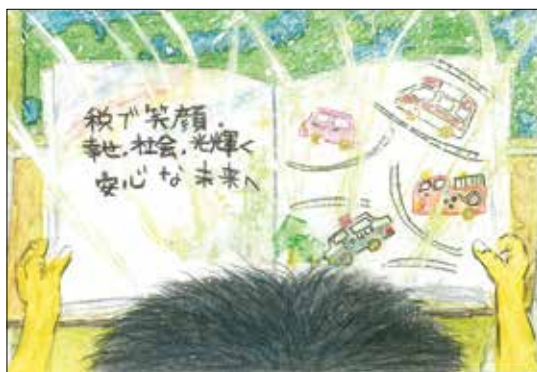
西尾法人会女性部会が主催している「第9回税に関する絵はがきコンクール」の入賞作品が決まりました。

西尾市内の小学6年生を対象に、17校から1,021通の応募があり、最終審査は女性部会メンバーと専門家まで2次審査まで行い一つ一つの応募作品を手にとりながら入賞作品を選び、税務署幹部で署長賞を決定しました。

なお、西尾税務署長賞を受賞した犬塚琥愛さんの作品は東海地区（名古屋国税局管内4県）代表作品選考会へ応募されます。



▲税務署長賞を受賞した犬塚さん（中央）



西尾税務署長賞

犬塚琥愛（矢田小）



西尾法人会長賞

榊原彩希（横須賀小）



女性部会・金賞

岩瀬結子（横須賀小）



女性部会・銀賞

中村美華（西尾小）



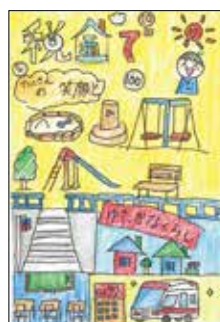
女性部会・銀賞

犬塚望歌（平坂小）



女性部会・銀賞

山口万緒（東幡豆小）



女性部会・銅賞

鈴木陽向（鶴城小）



女性部会・銅賞

片桐さくら（鶴城小）



女性部会・銅賞

渡辺環那（米津小）



女性部会・銅賞

田口果歩（矢田小）



女性部会・銅賞

村松可奈子（福地南部小）



女性部会・銅賞

筒井彩梨（一色東部小）



納税表彰贈呈

11月17日、西尾税務署で納税意識の高揚と税務行政の円滑な運営に貢献した功績をたたえる納税表彰の贈呈が行われた。例年「納税表彰式」として行っているが、今年度はコ

ロナ禍のため表彰式をとりやめて同署会議室にて贈呈と伝達を行った。

西尾法人会からは理事の池田吉平さん（イケダヤ製菓（株））と清水輝寿さん（阪部工業（株））が西尾税務署長表彰を受賞し、一人一人に北川和彦署長から表彰状が手渡された。

北川署長はあいさつで、「税のよき理解者としてそれぞれの会活動での日ごろの尽力に感謝します。税務署の責務である納税環境の整備と適正公平な課税の実現に向け、今後も変わらぬ支援をお願いしたい」と述べた。

西尾税務署長表彰



池田吉平氏
イケダヤ製菓（株）



清水輝寿氏
阪部工業（株）



税を考える週間イベント 税金クイズ実施

11月11日から17日までの「税を考える週間」イベントとして、毎年恒例の税金クイズをおしろタウンシャオ2階イベントスペースにて行った。

コロナ禍で密になることを防ぐため、今年は参加する青年部会メンバーも最小限に抑えて「セルフ」方式でクイズに答えてもらうようにした。

毎年好評の1億円のレプリカを持ち上げる体験もアルコール消毒を徹底するなど配慮したうえで行うなど、コロナ禍ながらもできる範囲で税についてPRできた。

また会場では、「税に関する絵はがき」・習字・作文（納税貯蓄組合主催）・標語（間税会主催）の展示、無料税務相談会場開設（税理士会）など税連協が一緒になって週間イベントを実施した。



電子申告で効率UP!!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出などの
手続がインターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー





法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



税制改正提言提出

11月20日、西尾法人会は「令和3年度税制改正に関する提言」を中村健西尾市長に提出した。

この日は山崎会長、鳥居税制委員長らが西尾市役所を訪問し、中村健西尾市長及び西尾市議会の長谷川敏廣議長らにそれぞれ提言書を手渡し、提言事項の内容説明を行った。

提言書では、将来に向けた国の財政のあり方や税制に関する基本的な課題・税目別の具体的な課題などがまとめられており、鳥居税制委員長は「地方税に関しても多数の提言がまとめられているのでご高覧をお願いします」と中村市長に理解を求めた。

提言書の全文は全法連ホームページに掲載されている。

【令和3年度税制改正スローガン】

○コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

○厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

行動する法人会

－令和3年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）

11月5日

財政・金融・証券関係団体委員長 古賀 篤氏 他

公 明 党

税制改正要望等ヒアリング 11月17日

財政金融部会長 太田 昌孝氏 他

立 憲 民 主 党

会派 財務金融部会 税制改正要望ヒアリング

11月18日

財務金融部会長 牧山 ひろえ氏 他

国 民 民 主 党

11月19日

税制調査会長 大塚 耕平氏

財 務 省

10月14日

財務副大臣 中西 健治氏

国 税 庁

表敬訪問 11月26日

長 官 可部 哲生氏
次 長 鎌水 洋氏
課税部長 重藤 哲郎氏

総 務 省

10月19日

自治税務局長 稲岡 伸哉氏

中 小 企 業 庁

10月21日

長 官 前田 泰宏氏
事業環境部長 飯田 健太氏



税制講演会

11月25日、ウインクあいちにて税制講演会が開催され、名古屋大学大学院経済学研究科付属国際経済政策研究センター教授の齋川浩司氏が「消費税の使い道」と題し、社会保障制度の持続可能性について、興味深い講演があった。



運営研究会

12月3日、ホテルキャスルプラザにて令和2年度運営研究会が開催された。コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各法人会から2名ずつが参加した小規模での開催となった。

研究発表では千種法人会が「令和に輝く法人会活動～With コロナ時代に活動を振り返る～」、岡崎法人会が「地域に根付く法人会～支部活動と租税教育～」とのテーマを掲げて法人会活動についての発表を行った。

南 ・ 北

名銀ひまわり会 講演会



11月12日

バレーボール元日本代表が
提案する明日への健康

11月12日、名銀西尾ひまわり会・西尾法人会南・北支部共催による講演会が、NHK バレーボール解説者でヘルスコーディネーターの杉山明美さんを講師に迎えて西尾市文化会館で開催された。

「バレーボール元日本代表が提案する明日への健康」と題した講演で、バレーボールの日本代表選手としてソウル五輪に出場したにもかかわらず思ったような活躍もできずにメダルを逃したことや、所属していた NEC でリーダーとしての役割をどのようにしたら全うできるのか、監督からのプレッシャーから体調不良を起こすなど葛藤した日々を赤裸々に語った。

また、現役時代から重度の貧血に悩み、引退後に学んだ栄養学から「栄養不足では前向きになれない」と気づいた杉山さん。脳に必要な栄養素であるたんぱく質、ビタミンB群、鉄をしっかりと摂ることで脳に栄養が行きわたり、やる気スイッチが入るのだという。「健康だったら失敗してもやり続け、挑戦し続けられるし、自信にもつながる。栄養は人生の質を上げてくれるものです」とまとめ、自らの体験から食事の大切さをわかりやすく解説した。

謹

賀

新

年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様へ安心を
お届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和三年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 愛知総合支社

〒451-6029 愛知県名古屋市中区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

確定申告書等作成コーナーの
利用率
3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成

スマホ専用画面

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年度のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

「デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設」、「押印義務の見直し」

今回の税理士会NEWSでは令和2年12月10日に公表された令和3年度税制改正大綱のなかから「デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設」、「押印義務の見直し」を取り上げます。

企業の持続的成長のために、デジタルトランスフォーメーション(DX)による企業変革が重要となってくることを踏まえ、新規ビジネスの構築等に関する計画(事業適応計画(仮称))に基づく、持続性・クラウドの利用・レガシーシステムからの脱却・サイバーセキュリティといった点が確保された「事業変革デジタル投資」を促進することを目的として創設されます。

内容は産業競争力強化法の改正により創設される「事業適応計画(仮称)」に従って導入されたソフトウェア等に係る投資について、特別償却又は税額控除の選択適用ができることとなります。

産業競争力強化法の改正法施行の日から2023年(令和5)年3月31日までの間に事業適応設備の取得等をして、国内にある事業の用に共した資産に適用されることとなります。

適用対象者及び要件		① 青色申告を提出する法人 ② 産業競争力強化法の改正法の「事業適応計画(仮称)」について認定を受けること ③ 事業適応(仮称)の用に供するために必要な事業適応設備(※1)を取得等し国内にある事業に供すること。
対象資産		事業適応設備(※1)となる下記の資産 ソフトウェア、繰延資産、機械装置、器具備品
税制措置(選択適用)	特別償却	取得価額×30%
	税額控除	取得価額×3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合は5%) (注)カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除と合計で当期の法人税額の20%を上限
取得価額		対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計のうち300億円を限度

また、納税環境整備：押印義務の見直しについて取り上げます。

改正のポイントとしては、行政コストの削減や感染症の拡大防止を図る観点から、税務手続きの負担軽減、対面手続きの省略が求められる。納税者等の押印が必要とされていた税務関係書類について、一部を除き、押印が不要とされます。適用時期については2021年(令和3年)4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。なお2021年(令和3年)3月31日以前においても今回の改正で押印が不要とされた税務関係書類については押印がない場合であっても改めて押印は求められないこととなります。押印廃止に伴って納税者の意思を担保する手続きの追加や添付書類の追加があるのが注目されます。

	押印が廃止される主なもの	押印手続きが存続する主なもの
廃止・存続の理由	認め印で可とされてきたため廃止	実印と印鑑証明書の提出を求められているため存続
手続き書類名	- 確定申告書、修正申告書、更正の請求 - 給与所得者の扶養控除等申告書 - 給与所得者の保険料控除申告書 - 国税、地方税の各届出書・申請書 - 延納申請書、物納申請書	- 遺産分割協議書 - 所有権移転登記承諾書 - 抵当権設定登記承諾書 - 納税保証書 - 質権設定の承諾書

令和2年分 確定申告会場について

令和2年分の所得税・個人事業者の消費税・贈与税の申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、会場の混雑を回避する観点から時期により次のように対応予定です。

なお、**外部会場開設期間中は税務署内での申告相談は行いません。**

外部会場 2/4～3/30 申告等相談会場：JA西三河事務センター

特定の時間帯に来場者が集中することで、**三密状態が発生しないよう**入場には入場整理券（当日会場入り口付近で配布のほか、LINEによるオンライン予約）が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

日 付	開 催 内 容	会 場
令和3年2月16日(火) ） 令和3年3月15日(月)	確定申告相談	JA西三河事務センター 西尾市斉藤町上吹11番地の1 (憩の農園向かい側)

- * 本年の確定申告では、公的年金を受給される方を主な対象として、**2月4日**から外部会場で申告相談を受け付けています。
- * 申告義務のない還付申告の方（年末調整済の給与所得のみの方が医療費控除や寄付金控除により還付を受けられる場合など）や個人事業者の消費税の申告相談は、**3月30日**まで外部会場で行います。
- * 外部会場開設期間中（**2月4日から3月30日**）は税務署内での申告相談は行いません。
- * 開設時間：午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日には開設しておりません！
なお、2月21日（日）・2月28日（日）**刈谷税務署**において申告相談を行います。）
- * 申告期限：所得税、復興特別所得税及び贈与税は令和3年3月15日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税は令和3年3月31日（水）

問い合わせ 西尾税務署 TEL0563(57) 3111

（自動音声の案内に従い「2」を選択してください。）

新しい生活様式の実践の観点からも、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かず、より安心・安全な自宅からのパソコン又はスマホによるe-Tax申告をお勧めします。

<訂正>会報152号 P3 支部の活動「平坂中校区 交通安全・非行防止・防犯推進大会」の記事において誤りがありました。
誤 平坂小学校にて安全推進大会が行われました。 正 中畑小学校にて安全推進大会が行われました。

行事スケジュール Schedule

租税教室

とき：1月28日 ところ：津平小学校
とき：2月2日 ところ：一色東部小学校

税務・会計セミナー

とき：2月17日
ところ：西尾市文化会館 会議室302
内容：速報・令和3年度税制改正

広報誌 西尾法人会

No.153 令和3年1月発行
発行所 公益社団法人西尾法人会
〒445-0854 西尾市永楽町3丁目45番地
西尾信用金庫 中央支店内2F
TEL0563-54-3515
FAX0563-54-3590
<http://www.nishiohojinkai.or.jp/>
E-mail hojin240@crocus.ocn.ne.jp

編集発行人 広報委員会

委員長 安藤 寛一（安藤木型㈱）
副委員長 村井 一仁（西尾コンクリート工業㈱）
委員 辻 克典（㈱エムアイシーグループ）
委員 加納 友行（㈱加納鉄工所）
委員 鈴木 俊紀（㈱鈴木電気商会）
委員 清水 輝寿（阪部工業㈱）
委員 中村 章宏（㈱中日総合サービス）
委員 成瀬 嘉則（精谷産業㈱）

法人会会員のみなさまに

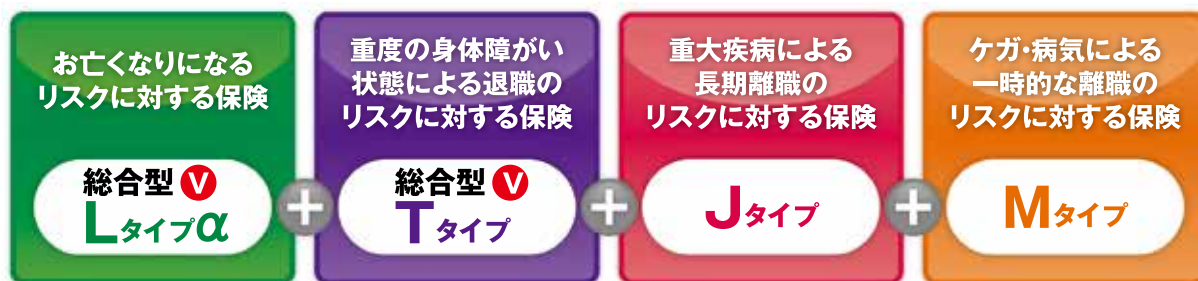
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社
三河支社/
愛知県岡崎市明大寺町字菩提13-2(大同生命岡崎ビル1F)
TEL 0564-51-7941

AIG AIG損害保険株式会社
名古屋支店/
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-685-6194

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8